

秋田県公報

目 次

選挙管理委員会告示

- 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場におけるポスターを掲示できる日(一一三)……………1
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録の基準日等(一二四)……………1
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧期間(一二五)……………1
- 選挙管理委員会公告……………1
- 秋田県選挙管理委員会分室の設置……………1
- 秋田県選挙管理委員会分室において処理すべき事務……………1

選挙管理委員会告示

- 秋選管告示第百二十三号
 - 平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日を、平成二十一年八月十八日と定めたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)第四百四十四条の二第五項の規定に基づき、告示する。
- 平成二十一年七月三十一日
 - 秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

秋選管告示第百二十四号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録の基準日、登録日及び縦覧期間を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)第二十条第二項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十四条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月三十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

- 一 基準日 平成二十一年八月十七日
- 二 登録日 平成二十一年八月十七日
(年齢については八月三十日)
- 三 縦覧期間 平成二十一年八月十八日

秋選管告示第百二十五号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第二十三条の十一第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月三十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

縦覧期間 平成二十一年八月十八日

選挙管理委員会公告

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の事務を処理するため、秋田県選挙管理委員会規程(昭和二十八年秋選管告示第五十四号)第十三条の二第一項の規定により、次のとおり秋田県選挙管理委員会分室を設ける。

平成二十一年七月三十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

分室の名称	場 所
秋田県選挙管理委員会北秋田分室	北秋田市鷹巣字東中岱七十六番地の一 北秋田地域振興局内
秋田県選挙管理委員会平鹿分室	横手市旭川一丁目三番四十一号 平鹿地域振興局内

二 分室の設置期間

平成二十一年七月三十一日から同年十月五日まで

秋田県選挙管理委員会規程(昭和二十八年秋選管告示第五十四号)第十三条の二第三項の規定により、平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において秋田県選挙管理委員会分室が処理すべき事務を次のとおり定める。

平成二十一年七月三十一日

- 秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一
- 処理すべき事務
- 一 選挙運動用自動車及び拡声機の表示板の交付
 - 二 腕章及び街頭演説用標旗の交付
 - 三 選挙事務所に関する届出の受理
 - 四 出納責任者に関する届出の受理
 - 五 選挙運動に従事する事務員等の届出の受理
 - 六 選挙公報の届出の受理等に関する事務
 - 七 選挙公営に関する事務
 - 八 選挙運動に関する収支報告書の受理
 - 九 当選の告知及び当選証書の交付
 - 十 その他委員長が指定するもの

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所
秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄